

区民委員会情報連絡

令和3年6月29日

情報連絡事項	頁
1 国民健康保険料口座振替新規加入促進キャンペーンの実施について . . .	2
2 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給適用期間の 延長について	3

(区 民 部)

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法
<p>1 国民健康保険料口座振替新規加入促進キャンペーンの実施について</p> <p>所管課 【国民健康保険課】</p>	<p>国民健康保険料口座振替新規加入促進キャンペーンを以下のとおり実施するため報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象者</p> <p>令和3年6月16日～12月1日の間に国民健康保険料の口座振替を新規に申込みした方。</p> <p>2 賞品及び当選者発表</p> <p>対象者の中から抽選で100名に、足立区内共通商品券2,000円分を進呈した。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえる。</p> <p>3 期待される効果</p> <p>令和2年度新規口座申込数3,657人×110,384円(一人あたりの保険料) $= 403,674,288$円</p> <p>※ 上記は令和2年度の申込数をもとに算出した金額である</p> <p>4 今後の方針</p> <p>令和3年度国民健康保険料決定通知書に案内チラシを同封し周知を図っていく。</p>	<p>左記のとおり</p>	<p>区ホームページ、チラシ、あだち広報</p>

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p>2 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給適用期間の延長について</p> <p>所管課 【国民健康保険課、高齢医療・年金課】</p>	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度における被保険者に対する傷病手当金の給付について、適用期間を延長する。</p> <p>1 適用期間</p> <p>※ 療養のため労務に服することができない期間 延長前：令和2年1月1日～ 令和3年6月30日 延長後：令和2年1月1日～ 令和3年9月30日</p> <p>2 傷病手当金の概要【変更なし】</p> <p>(1) 対象者 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者で、給与等の支給を受ける被用者のうち、新型コロナウイルス感染症にり患等（感染又は発熱等症状により感染が疑われる場合を含む）し、療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった者</p> <p>(2) 支給額 直近の継続した3月間の給与等収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3 × 日数（り患等により労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数）</p> <p>3 支給手続【変更なし】</p> <p>(1) 国民健康保険 足立区国民健康保険課への郵送申請を原則とする。労務に服することができなかった際の状況を聴き取りのうえ、希望者に申請書類一式を送付する。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度 東京都後期高齢者医療広域連合への郵送申請を原則とする。</p>	<p>施行期日 公布の日から施行</p>	<p>区広報紙 区ホームページ 東京都後期高齢者医療広域連合ホームページ</p>

区へ相談で来庁した場合には、記載内容を確認の上、郵送用申請封筒（広域連合にて作成）をお渡しする。

4 規則改正等

(1) 足立区国民健康保険

「足立区国民健康保険条例施行規則」

令和3年6月22日公布

(2) 東京都後期高齢者医療広域連合

「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行期日及び適用期間の終期を定める規則の一部を改正する規則」令和3年5月25日公布

※ 申請書類の受付等の事務が発生しないため「足立区後期高齢者医療に関する条例」の改正は行わない。

5 支給実績（令和3年5月31日現在）

※ 令和2年度と3年度の累計実績

(1) 国民健康保険

ア 支給額 3,651,382円

イ 申請件数 60件

ウ 支給件数 59件

(2) 後期高齢者医療制度（東京都後期高齢者医療広域連合で受付・支給）

ア 支給額 103,026円

イ 申請件数 2件

ウ 支給件数 2件